

豊田市学校教育情報システム運用管理支援業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

高度情報化社会に対応し、「第5次豊田市教育行政計画」及び「豊田市学校教育の情報化プラン 2026-2030」に基づく豊田市教育委員会が目指す教育目標を実現するため、豊田市教育委員会が運用管理する豊田市立小・中・特別支援学校及び豊田市教育センターの情報システムの導入及び更新、機器等の保守並びに学校における情報化推進の支援を委託する。

2 契約の概要

豊田市教育委員会が所管する豊田市立小・中・特別支援学校及び豊田市教育センターの情報システムの運用管理、学校における情報化推進支援（詳細は仕様書等参照）

3 提案限度額

252,000,000円（消費税込み）【3年総額】

（内訳）

令和9年度 84,000,000円（消費税込み）

令和10年度 84,000,000円（消費税込み）

令和11年度 84,000,000円（消費税込み）

4 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

（委託期間の開始日から令和9年3月31日までは準備期間とする。）

5 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- （1）公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- （2）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- （3）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （4）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- （5）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- （6）このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係又は人的関係がない者であること（資本関係又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載された者に限る。）。

イ 令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）又は学校法人発注の情報システム運用管理支援業務で元請として1件当たりの税込金額4,000万円以上（複数年度にわたる契約の場合は単年度当たりの税込金額とする。）の履行実績を有する者であること。なお、「情報システム運用管理支援業務」とは、発注者の指定する場所に常駐して情報システムに関する問合せに対応する業務（情報資産の運用・管理を含む。）を言う。

ウ I S M S 認証又はプライバシーマークを取得していること。

エ 業務担当責任者として、教育情報化コーディネーター3級以上又はIPA__応用情報技術者資格を有する者を、発注者の指定する場所に常駐で配置できること。なお、その資格者は、公告日から起算し、継続して3か月以上雇用している者であること。

6 選考日程

(1) 全体スケジュール

10月13日（火）	業者選定審査会による方式の決定
10月14日（水）	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始
10月14日（水）	業務説明資料等の交付開始
10月28日（水）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
10月29日（木）	参加資格確認通知書の送付
11月 2日（月）	質問の回答期限
11月 9日（月）	提案書等の提出期限
11月16日（月）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
11月18日（水）	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
12月21日（月） 予定	業者選定審査会による業者の決定
1月 6日（水） 予定	見積徴取の通知
1月14日（木） 予定	契約締結

(2) ヒアリング

ア 日時 11月16日（月）午前9時00分から正午までのうち指定する25分間

イ 場所 豊田市役所 教育委員会会議室（東庁舎6階）

ウ 備考 ・提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分以内、質疑応答15分）のヒアリングを行う。全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を開催する。

- ・出席人数は3名以内とする。プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
- ・説明は提出資料のみとし、模型、パネル、追加資料等の持ち込みは認めない。
- ・新型コロナウイルス等の感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する可能性がある。その場合は、WEB会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

7 選考委員

委員長	濱田 孝光（教育部 副部長）
副委員長	泰山 裕（中京大学 教授）
委員	柴田 拓馬（情報システム課長）
	原田 一弥（益富中学校長、校長会業務改善推進委員長）
	野間 寛（教育センター所長）

8 提案書等の提出書類

下記の（１）及び（２）については所定の様式とし、（３）及び（４）については、様式に従いA4サイズ両面印刷10枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）で記載する（提出部数は正本1部、副本7部。また、提案書のPDF形式データを提出すること。）。ただし、副本及びPDFデータについては、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと（表紙、目次及び本文を含むので注意すること。）。

（１）企業の業務実績

- ア 同種業務の実績
- イ 情報セキュリティに関する企業資格

（２）業務担当者の能力

- ア 業務担当責任者の経歴・能力
- イ ヘルプデスク主担当者の経歴・能力
- ウ 情報技術担当者の経歴・能力

（３）業務実施方針

- ア 本業務の目的・本市の情報システムと学校間ネットワークの理解
- イ 他自治体の情報収集・情報提供
- ウ メーカー等とのネットワーク・情報収集のスキル
- エ 人員配置計画・緊急時の対応
- オ 業務改善に係る提案

（４）本業務についての提案

- ア ヘルプデスク業務
- イ 情報資産の運用業務
- ウ センターサーバ・サービス運用管理業務
- エ ICT 支援員派遣業務
- オ 教育センターICT 推進支援業務
- カ その他技術支援業務

（５）見積書及び積算内訳書並びに業務実績を確認できる書類（契約書等の写し） 1部

9 評価基準

- （１）8（１）及び（２）を事務局が採点し、8（３）及び（４）を選考委員が採点する。これらの点数と8（５）から算出した価格評価の合計が最高得点の者を契約の相手方として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。 ※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 最高得点のものが同点の場合は、選考委員による審査の評価点数が高い事業者を契約の相手方として選定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

最低基準点 330点/550点

330点 {事務局において採点(150点) + 選考委員による審査(400点)} × 0.6

10 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。

(4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。

(6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(7) 全ての提案者の社名、評価結果(得点)及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等との関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるを除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。